介護保険運営状況について

1 高齢者数等(住民基本台帳登載人口)

	総人口(A)	65 歳以上人口(B)	高齢化率(B/A)
平成 28 年 10 月 1 日	412, 413 人	123,726 人	30.00%
平成 29 年 10 月 1 日	409, 478 人	125,098 人	30. 55%
比 較	-2,935人	1,372人	0.55%

2 要介護認定者及び事業対象者数

(1)要支援·要介護認定者数

(単位:人)

	要支援1	要支援 2	要介護1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
28年12月末	1,881	2, 193	5, 725	3, 807	2, 963	2, 575	1, 912	21, 056
29年12月末	2,075	2, 284	5, 940	3,861	2, 983	2,636	1, 933	21, 712
比較	194	91	215	54	20	61	21	656

(2)事業対象者数及び要支援認定者数

(単位:人)

	事業対象者	要支援1・2 (再掲)	計
28年12月末	346	4, 074	4, 420
29年12月末	396	4, 359	4, 755
比 較	50	285	335

3 要介護認定申請件数

(単位:件)

	新規申請	区分変更	更新	計
28年1月から28年12月の累計	6, 231	1, 717	11, 100	19, 048
29年1月から29年12月の累計	6, 442	1,862	10, 507	18, 811
比較	211	145	-593	-237

4 サービス利用者数(平成 29 年 12 月)

(単位:人•%)

	事業 対象者	要支援1	要支援2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	計
対 象 者 数	398	2,078	2, 287	5, 964	3, 908	3, 038	2,698	2,009	22, 380
サービス利用者数	311	856	1, 448	4,675	3, 515	2,818	2, 489	1, 785	17, 897
利 用 率	78. 1	41. 2	63. 3	78. 4	89. 9	92.8	92.3	88. 9	80.0

- ※1 対象者数は、当月中に要介護認定等を受けていた人の数(当月中に死亡・転出等により 資格喪失した者を含む)。
- ※2 サービス利用者数には福祉用具販売及び住宅改修のみの利用者は含まない。

【参考】施設サービス利用者数

特別養護老人ホーム

(単位:人)

	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	計
28年12月	38	119	428	750	665	2,000
29年12月	43	93	499	843	672	2, 150
比 較	5	-26	71	93	7	150

介護老人保健施設

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
28年12月	163	249	307	291	147	1, 157
29年12月	186	230	300	283	133	1, 132
比較	23	-19	-7	-8	-14	-25

介護療養型医療施設

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	計
28年12月	3	2	3	12	19	39
29年12月	3	3	3	8	14	31
比較	0	1	0	-4	-5	-8

5 介護サービス費

(1)給付費

(単位:千円:%)

	介護サービス	28 年度 3 月~12 月	29 年度 当初予算	29 年度 3月~12月	対予算 比(%)	前年度比
1	訪 問 介 護	2, 290, 213	3, 290, 470	2, 382, 747	72. 4	104. 0
2	訪問入浴介護	305, 765	567, 672	300, 695	53. 0	98. 3
3	訪 問 看 護	571, 314	707, 003	630, 847	89. 2	110. 4
4	訪問リハビリテーション	61, 297	45, 830	81, 719	178. 3	133. 3
5	居宅療養管理指導	363, 116	370, 119	411, 869	111. 3	113. 4
6	通所介護(デイサービス)	2, 648, 506	3, 148, 783	2, 500, 515	79. 4	94. 4
7	通所リハビリテーション	563, 278	814, 189	610, 741	75. 0	108. 4
8	短期入所生活介護	831, 646	1, 219, 766	869, 152	71. 3	104. 5
9	短期入所療養介護	74, 530	81, 295	77, 381	95. 2	103.8
10	特定施設入居者生活介護	1, 898, 180	2, 630, 778	2, 162, 389	82. 2	113. 9
11	福祉用具貸与	746, 851	930, 753	787, 082	84. 6	105. 4
12	特定福祉用具販売	30, 712	45, 881	27, 569	60. 1	89.8
13	住 宅 改 修	77, 048	122, 799	83, 736	68. 2	108. 7
14	介護サービス計画(ケアプラン)	1, 375, 306	1, 699, 804	1, 448, 492	85. 2	105. 3
15	定期巡回・随時対応型 訪 問 介 護 看 護	57, 433	138, 172	21, 896	15.8	38. 1
16	夜間対応型訪問介護	0	0	145	_	-
17	地域密着型通所介護	940, 872	1, 349, 321	1, 151, 308	85. 3	122.4
18	認知症対応型通所介護	389, 726	418, 102	433, 535	103. 7	111. 2
19	小規模多機能型居宅介護	227, 967	567, 164	224, 830	39.6	98.6
20	認知症対応型共同生活介護	1, 647, 328	2, 195, 382	1, 662, 126	75. 7	100.9
21	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	1, 295	77, 330	61, 411	79. 4	4742.2
22	介護老人福祉施設	4, 975, 406	6, 571, 015	5, 273, 348	80.3	106.0
23	介護老人保健施設	3, 073, 656	3, 513, 440	3, 042, 433	86. 6	99. 0
24	介護療養型医療施設	150, 915	266, 473	116, 736	43.8	77. 4
	合 計	23, 302, 359	30, 771, 541	24, 362, 701	79. 2	104. 6

[※] 上記の数値は四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合があります。

 (2)サービス量
 (単位:件・回・日・%)

\rightarrow	(学位: 計				ш п 707
	介護サービス	単位	28 年度 (3 月~12 月)	29 年度 (3 月~12 月)	前年度比
1	訪 問 介 護	口	531, 575	547, 124	102. 9
2	訪問入浴介護	口	25, 232	24, 444	96. 9
3	訪 問 看 護	口	77, 174	84, 357	109. 3
4	訪問リハビリテーション	口	10, 548	13, 636	129. 3
5	居宅療養管理指導	件	54, 073	60, 673	112. 2
6	通所介護(デイサービス)	旦	375, 249	352, 661	94.0
7	通所リハビリテーション	旦	65, 073	68, 135	104. 7
8	短期入所生活介護	日	105, 494	104, 762	99. 3
9	短期入所療養介護	日	7, 190	7, 369	102. 5
10	特定施設入居者生活介護	件	10, 466	11,612	110.9
11	福祉用具貸与	件	58, 287	62, 134	106.6
12	特定福祉用具販売	件	1, 180	1, 123	95. 2
13	住 宅 改 修	件	863	916	106. 1
14	介護サービス計画(ケアプラン)	件	97, 327	100, 754	103. 5
15	定期巡回・随時対応型 訪 問 介 護 看 護	件	440	161	36.6
16	夜間対応型訪問介護	件	0	8	_
17	地域密着型通所介護	回	125, 699	153, 030	121.7
18	認知症対応型通所介護	旦	33, 001	38, 814	117.6
19	小規模多機能型居宅介護	件	1, 250	1, 220	97. 6
20	認知症対応型共同生活介護	件	6, 522	6, 462	99. 1
21	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	件	6	263	4383.3
22	介護老人福祉施設	件	20, 134	20, 958	104. 1
23	介護老人保健施設	件	11, 658	11, 462	98. 3
24	介護療養型医療施設	件	435	334	76.8

6 介護予防サービス費

(1)給付費 (単位:千円・%)

	介護予防サービス	28 年度 3月~12月	29 年度 当初予算	29 年度 3 月~12 月	対予算 比(%)	前年度比
1	訪 問 介 護	23, 726	1, 191	196	16. 5	0.8
2	訪問入浴介護	307	334	346	103.6	112. 7
3	訪 問 看 護	2, 291	2, 856	3, 636	127. 3	158. 7
4	訪問リハビリテーション	2, 677	941	1, 994	211. 9	74. 5
5	居宅療養管理指導	15, 303	17, 299	18, 199	105. 2	118.9
6	通所介護(デイサービス)	172, 596	6, 733	-272	-4.0	-0.2
7	通所リハビリテーション	50, 135	93, 520	43, 495	46. 5	86.8
8	短期入所生活介護	1, 909	5, 932	1, 641	27. 7	86. 0
9	短期入所療養介護	60	454	0	0.0	0.0
10	特定施設入居者生活介護	85, 221	167, 874	101, 653	60.6	119. 3
11	福祉用具貸与	21, 422	19, 789	24, 362	123. 1	113. 7
12	特定福祉用具販売	4,616	7, 412	4, 674	63. 1	101. 3
13	住 宅 改 修	34, 473	56, 209	31, 373	55.8	91.0
14	予防サービス計画(ケアプラン)	62, 117	45, 222	34, 441	76. 2	55. 4
15	認知症対応型通所介護	2, 648	437	2, 664	609.6	100.6
16	小規模多機能型居宅介護	5, 784	16, 685	9, 160	54. 9	158. 4
17	認知症対応型共同生活介護	5, 877	4,670	4, 843	103. 7	82. 4
	合 計	491, 162	447, 558	282, 404	63. 1	57. 5

[※] 上記の数値は四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合があります。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業移行サービスの状況

(単位:千円・%)

		28年度(3月~12月)	29年度(3月~12月)	前年度比
	予防給付 (再掲)	23, 726	196	
訪問介護	総合事業	33, 846	42, 544	
	計	57, 572	42, 740	74. 2
	予防給付 (再掲)	172, 596	-272	
通所介護	総合事業	284, 006	378, 976	
	計	456, 602	378, 704	82. 9
トマーウジ	予防給付 (再掲)	62, 117	34, 441	
ケアマネジ メント	総合事業	48, 325	77, 161	
	計	110, 442	111, 602	101. 1

 (2)サービス量
 (単位:件・回・日・%)

	介護予防サービス			単位	28 年度 (3 月~12 月)	29 年度 (3 月~12 月)	前年度比
1	訪問	介	護	件	1,812	4	0. 2
2	訪問入	浴介	護	回	37	41	110.8
3	訪問	看	護	回	301	515	171. 1
4	訪問リハビ	リテーシ	ヨン	回	464	388	83. 6
5	居宅療養	管理技	旨導	件	2, 281	2, 699	118.3
6	通所介護 (テ゛イサーヒ	`٦)	件	6,633	39	0.6
7	通所リハビ	リテーシ	ヨン	件	1, 582	1, 378	87. 1
8	短期入所	生活分	个護	日	300	248	82. 7
9	短期入所	療養分	介護	日	6	0	0.0
10	特定施設入	居者生活	介護	件	1, 231	1, 375	111.7
11	福祉用	具 貸	与	件	5, 346	5, 885	110.1
12	特定福祉	用具則	仮 売	件	210	212	101.0
13	住 宅	改	修	件	333	323	97. 0
14	予防サービス計	画(ケアフ゜	ラン)	件	13, 266	7, 239	54. 6
15	認知症対応	型通所	介護	旦	276	284	102. 9
16	小規模多機能	能型居宅	介護	件	92	146	158. 7
17	認知症対応型	共同生活	介護	件	26	22	84.6

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業移行サービスの状況

(単位:件•%)

		28年度(3月~12月)	29年度(3月~12月)	前年度比
	予防給付 (再掲)	1,812	4	
訪問介護	総合事業	2, 503	3, 511	
	計	4, 315	3, 515	81.5
	予防給付(再掲)	6, 633	39	
通所介護	総合事業	10, 406	17, 471	
	計	17, 039	17, 510	102.8
	予防給付 (再掲)	13, 266	7, 239	
ケアマネジ メント	総合事業	10, 085	16, 165	
, ,	計	23, 351	23, 404	100. 2

7 特別給付

(1)給付費

(単位:千円・%)

	28 年度 3 月~12 月	29 年度 当初予算	29 年度 3 月~12 月	対予算 比(%)	前年度 比
施設入浴サービス	9, 792	24, 570	9, 902	40. 3	101. 1
搬送サービス	21, 918	40, 919	19, 907	48. 7	90.8

(2)サービス量 (単位:回・%)

	単位	28年度(3月~12月)	29年度(3月~12月)	前年度比
施設入浴サービス	口	904	914	101. 1
搬送サービス	口	8, 341	7, 560	90.6

8 保険料収納状況

(単位:千円•%)

		調定額	収納額	未収額	収納率
29年1月末	現年度分	7, 952, 071	6, 543, 502	1, 408, 569	82.3%
現在	滞納繰越分	180, 423	32, 953	147, 470	18.3%
30年1月末	現年度分	8, 044, 096	6, 613, 693	1, 430, 403	82.2%
現在	滞納繰越分	182, 814	33, 948	148, 866	18.6%

[※]収納額は収入額-還付未済額

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

1. 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所(連携型)

(1) サービスの概要

日中・夜間を通じて、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、利用者が居宅で安心して日常生活を送ることができるようにするための援助を行う。

(2) 指定申請案件

太陽の家 浦賀定期巡回・随時対応型訪問介護看護

人屬仍然 用貝尼朔巡回	• 随时对心空初问并读有读
申 請 者	横須賀市西浦賀町6-1-1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事業所名称	太陽の家 浦賀定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所の所在	横須賀市浦賀2-3-20
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型)
事業開始予定日	平成30年4月1日
営 業 日	365日
営 業 時 間	24時間
通常の事業の実施地域	横須賀市(浦賀行政センター管区内、大津行政管区内、久里 浜行政管区内※一部地域を除く)
連携する訪問看護事業所	聖ヨゼフ訪問看護ステーション
利 用 料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	無料通話分を超過した携帯電話の通話料金ほか
事業の一部の委託	なし
加 算 等	介護職員処遇改善加算 I

2 サテライト型(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業

(1) サービスの概要

① 小規模多機能型居宅介護事業

利用者をその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、 当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の 介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能 力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

② サテライト型小規模多機能型居宅介護事業

地域の実情に応じた小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、複数の事業所で人材を有効活用しながら、より身近な地域でサービス提供が可能となるように創設された。

(2) 指定申請案件

太陽の家 逸見倶楽部

人物少多 远兄供来司	,
	横須賀市西浦賀町6-1-1
申 請 者	社会福祉法人ユーアイ二十一
	理事長 石渡 庸介
事 業 所 名 称	太陽の家 逸見倶楽部
事業所の所在	横須賀市東逸見町2-4-9
サービスの種類	サテライト型小規模多機能型居宅介護・サテライト型介護予
	防小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能」という。)
事業開始予定日	平成 30 年 4 月 1 日
登 録 定 員	18人
	通いサービスの利用定員 9人
利用定員	宿泊サービスの利用定員 3人
建物の概要	木造 3階建
利 用 料	介護報酬の告示上の額
	①食 事 代 朝食 600 円
	昼食 800 円(おやつ代含む)
その他の利用料	夕食 600 円
	②宿 泊 費 3,000円
連携施設の名称	①特別養護老人ホーム 太陽の家
(C1)4/16(K) +2-16(F)	(介護老人福祉施設)
協力医療機関	①ナーブ ケア在宅クリニック
MW/ 3 KZ/W/WK/KJ	②太陽の家付属歯科診療所
運営推進会議の有無	有(平成30年4月中に設置予定)
指定に際しての条件	特に無し

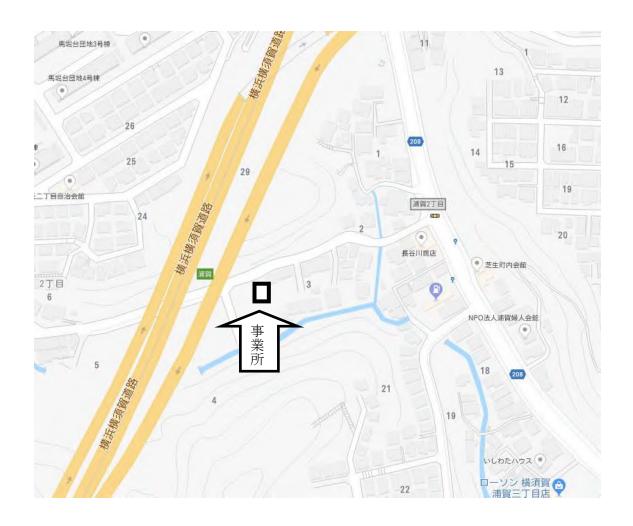
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型)の指定基準

	区		分	要件	指定案件(太陽の家 浦賀定期巡 回・随時対応型訪問介護看護)	
	管 理 者		勤務形態	常勤専従(管理上支障がない場合は兼務可能)		
			兼務の範囲	①事業所の他の職務	常勤兼務 (オペレーター・計画作成責任者)	
			水がりり埋む四	②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務		
			the etcent blo	①1人以上は常勤の看護師、介護福祉士等		
			勤務形態	②専従(利用者の処遇に支障がない場合は兼務 可能)		
				①事業所の定期巡回サービス又は訪問看護サー ビスの職務		
			兼務の範囲	②同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業 所、夜間対応型訪問介護事業所の職務		
	7	ナ		③利用者以外の者からの通報を受け付ける業務	6名で必要な体制を確保	
	~	, ,		④午後6時から午前8時までの間は、事業所の 随時訪問サービス	(常勤兼務6名)	
		<i>j</i>	 必要数	提供時間帯を通じて1以上	・定期巡回サービスを兼務	
	2	ĺ	2. 女 奴		・随時訪問サービスを兼務(夜間)	
人員基準			資格要件	次のいずれか ・看護師 ・介護福祉士 ・医師 ・保健師 ・准看護師 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ※利用者の処遇に支障がない場合は、指定訪問 介護のサービス提供責任者の経験を3年以上有 する者をもって充てることができる。		
			資格要件	次のいずれか ・介護福祉士 ・訪問介護員に必要な研修を修了した者		
	訪問介護	定期巡回	必要数	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切 に定期巡回サービスを提供するために必要な数 以上	フタインボルは出たで に	
			勤務形態	専従 (利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能)	7名で必要な体制を確保 (常勤兼務5名/非常勤専従2名) ※夜間はオペレーターが一部随時訪	
	護員等	随		①事業所の定期巡回サービス	問サービスを兼務することで、訪問 介護員を配置しない日がある。	
	,	時訪問	兼務の範囲	②同一施設内にある訪問介護事業所又は夜間対 応型訪問介護事業所の職務	THE CHOICE OF THE OF THE	
			ļĖ]	必要数	提供時間帯を通じて1以上確保 (午後6時から午前8時までの間は、オペレー ターが随時訪問サービスに従事する場合は、訪 問介護員を置かないことができる。)	

	3 1	必要数	事業所の従業者の中から1人以上を選任			
人員基準	計画作成責任者	資格要件	次のいずれか ・看護師 ・介護福祉士 ・医師 ・保健師 ・准看護師 ・社会福祉士 ・介護支援専門員	3名		
	事業の運営 の区画	を行うため	必要な広さを有する専用の区画	建物内に書庫を置ける事務スペース を確保		
設備			利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器	パソコン管理 利用者毎にICカードを使用し て、基本情報等一元管理。		
基準			し、迅速な対応を受け		随時適切に利用者からの通報を受けるための機 器	緊急通報時には、利用者の情報が パソコンに表示される。
			利用者がオペレーターに通報するためのケア コール端末	ケアコール端末 シルバーフォン		
	事業の一部委託		適切にサービスを提供する体制を構築している 場合であって、利用者の処遇に支障がないとき は、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範 囲内において、定期巡回サービス、随時対応 サービス又は随時訪問サービスの事業の一部 を、他の訪問介護事業所等に委託することがで きる。	委託なし		
			連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、事業所ごとに利用者に対して指定訪 問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携 しなければならない。	聖ヨゼフ訪問看護ステーション		

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第71号) に適合します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 太陽の家 浦賀 位置図



【現地写真】太陽の家 浦賀定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (平成30年3月16日撮影)



事務スペース①



事務スペース②



通信設備

※このページは、白紙です。

サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

	サナブ1ト型指定(介護予防)小規模多機能型店毛介護争耒州の指定基準						
	区分		要件	報告案件((仮称)太陽の家 逸見倶楽部)			
			①小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所であること	小規模多機能型居宅介護事業所			
	本体事業所	の更供	②事業開始後1年以上の実績があること	平成22年10月1日指定			
	がかず未川	い女 [[③当該本体事業所の登録者数が、当該本体 事業所において定められた登録定員の100分 の70を超えたことがあること	過去1年間の平均利用率71.0%			
			①指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者であること	②に該当			
	事業の代表者 ①又は②を満たすこと及び③ を満たすこと		②特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護 員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を 有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サー ビスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有 する者	社会福祉法人ユーアイニ十一 理事長 平成15年4月1日太陽の家(特別養護老人 ホーム)を開設			
人員			③次のいずれかの研修を修了していること ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢 者グループホーム管理者研修・基礎課程又は専門 課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グ ループホーム開設予定者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 平成23年2月修了			
基		勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない 場合は下記の兼務が可能)	管理者の兼務状況			
準		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	本体 管理者 週10時間			
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等 (認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型 特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護 療養型医療施設)の職務若しくは同一敷地内の定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務	本体 計画作成担当者 週10時間 本体 介護職員 週10時間 サテライト型 管理者 週10時間 ※本体とは、小規模多機能型居宅介護事 業所を表します。			
	管理者		③本体事業所の管理に支障がない場合、本体事業所の管理者をサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に充てることが可能	※サテライト型とは、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所を表します。			
			①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護 員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事 した経験を有する者	太陽の家安浦倶楽部(小規模多機能型居 宅介護事業所)に3年4ヶ月勤務			
		容 枚 亜 <i>叶</i>	②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修 了(みなし規定あり)していること				
		資格要件	※「みなし規定」①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者	平成28年7月 修 了			
			[[*] H	<u>L</u>			

サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

		区 分		要件	報告案件((仮称)太陽の家 逸見倶楽部)
		1	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下 記の兼務が可能)	常勤兼務(当該事業所の介護職員を兼務)
	計画作成担当者	介護支援専門員	兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務 ②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等 (認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型 特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護 療養型医療施設)の職務若しくは同一敷地内の定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務	介護職員 週10時間 併設施設無し
	1	員	資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 平成27年2月修了
	又は2の人員を配	2 研 修	配置要件	①サテライト型事業所であって、本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている ②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること	
	置すること	修 了 者	資格要件	①本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている ②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居	
				宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能 型サービス等計画作成担当者研修を修了している こと	
人員基準	介護従業者			①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例)日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人=延べ40時間分のサービスが提供されることが必要 ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算方法で1以上配置する。本体事業所の職員によりサテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤換算方法でなく1人以上とすることが可能	介護職員の配置 通いサービスの利用者見込み数5人 利用者3人に対し1人の介護職員の配置 5人÷3人=2人 当該事業所の1日当たりの勤務時間数8時間 2人×8時間=延べ16時間以上 16×31=496 訪問サービスの人員配置 本体事業所の職員によりサテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われるため、1人以上配置されている 496時間≦510時間(勤務表延べ時間数)
				③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる) ④宿直業務にあたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする本体事業所の従業者が、サテライト型事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できる場合は、置かないことが可能	宿泊サービスは、基本的に本体事業所で 行う予定であるため、サテライト型小規模 多機能型居宅介護事業所に宿泊サービス を提供する人員を配置していません。 条例においてサテライト型指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の処遇に支障がない場合、本体事業所に 宿泊することが可能である旨の規定があり ます。(指定地域密着型サービスの事業の 人員等に関する基準等を定める条例第83 条第5項)
				⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤であること	常勤職員の配置あり
				⑥介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、サテライト事業所において看護師又は准看護師を置かないことが可能	看護職員(准看護師)の配置あり

サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

	区分	要件	報告案件((仮称)太陽の家 逸見倶楽部)
	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること	都市計画法上の用途は「近隣商業地域」で あり、近隣に家屋が密集しており家族や地 域住民との交流の機会が確保されている。
	크, PLU 국	①本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること	本体事業所より車で15分程度
	設置場所	②本体事業所とサテライト型事業所は、同一の日常生活圏域に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所を本体事業所とすることが可能	非該当
設備	サテライト事業所の数	2箇所まで	2箇所
4	登録定員	18人以下	18人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から12人まで 宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1か	通いサービス 定員9人
		56人まで	宿泊サービス 定員3人
		①個室の定員は1名 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2 名	個室 3(7.45㎡以上)
	宿泊室	②個室の床面積は7.43㎡以上 ③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積	
		る個室以外の信泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員ー個室の定員数)×7.43 ㎡以上	非該当
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、スプリンクラー

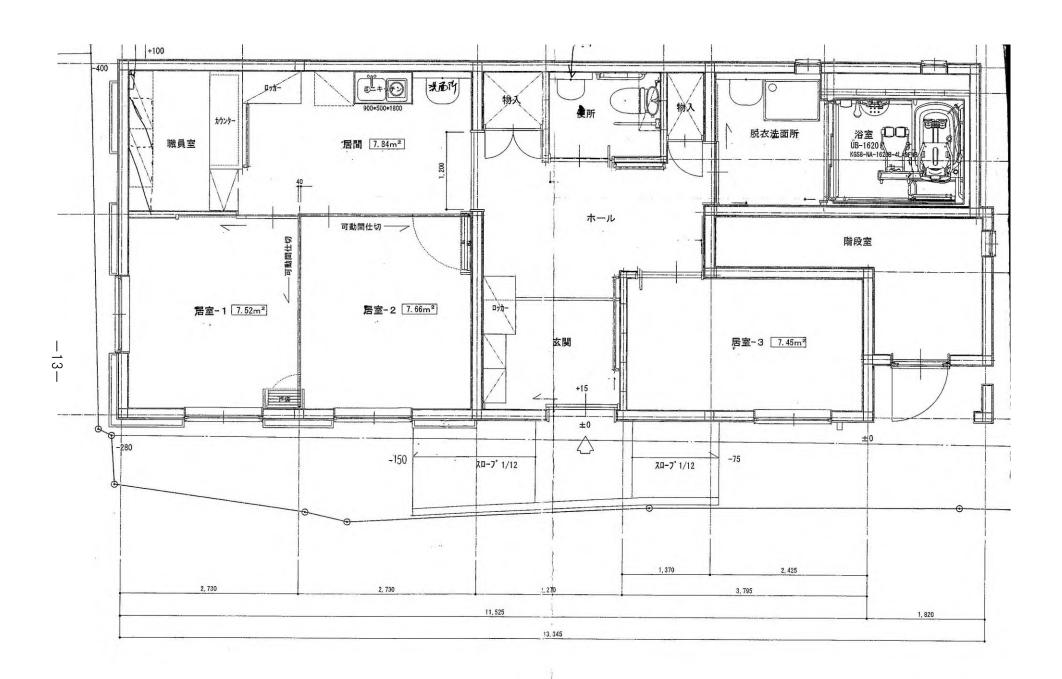
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分	要件	報告案件((仮称)太陽の家馬堀倶楽部)
业/供	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能 型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準 を満たしているものとみなす。	一体的に運営

当該報告案件(太陽の家 逸見倶楽部)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第71号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成24年横須賀市条例第72号)に適合します。

サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 太陽の家 逸見倶楽部 位置図





【現地写真】太陽の家 逸見倶楽部 (平成30年3月16日撮影)





入口 玄関





トイレ 浴室





居間 事務スペース